一般社団法人ＡＷ検定協会東日本

定款

平成 31 年 3 月 15 日作成
（2019 年 3 月 15 日）

一般社団法人AW検定協会東日本　定款

第１章　総則

（名称）

第1条　当法人は、一般社団法人ＡＷ検定協会東日本と称し、英文では、Architectural Welding Certification Association East Japan（略称 AWCA East）と表示する。以下、本定款では当法人を「本協会」と表示する。

（事務所）

第2条　本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

（目的）

第3条　本協会は、建築鉄骨の溶接が建築特有のディテールの多様性から、高度な技術を要求されることに鑑み、建築鉄骨の溶接に関して技量付加試験及び溶接施工要領評価を統一的に行うことにより、工事監理者、施工管理者業務の省力化と鉄骨製作会社の負担軽減を図り、もって建築鉄骨の安全性と溶接関連技術の向上ならびにその普及に寄与するとともに、溶接技能者の高度な技術に対する社会的評価の向上に貢献することを目的とする。

（事業）

第4条　本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　鉄骨製作会社に所属する工場溶接技能者及び現場作業を主とする溶接技能者の技量検定

(2)　鉄骨製作会社に所属するロボット溶接オペレータの技量検定

(3)　溶接に用いる鋼材、溶接方法及び溶接材料に関する溶接施工要領評価

(4)　溶接技術に関する研究評価ならびに溶接技能者に対する教育活動

(5)　（1）から（4）に付帯する事業、及びその他本協会の目的に資する必要な事業

（公告の方法）

第5条　本協会の公告方法は、電子公告による方法とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

（規定等）

第6条　本協会は、この定款を実施し、その他本協会の目的に資する必要な措置を行うため、理事会の承認により、会規及び規則を定める。

2.　本協会は、一般社団法人AW検定協会に所属する。

第２章　会員

（会員等）

第7条　会員は、本協会の目的に賛同して入会した者であって、建築設計（構造設計を含む）を主たる業務とする設計事務所または総合建設業を主たる業務とする企業に所属する技術者とする。

2.　前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

3.　本協会の目的に資するため必要な有識者などで、本協会の認めた者を顧問とすることができる。

4.　第1項の要件を満たさないが、本協会の目的に資する必要な技術者で、本協会の認めた

者を特別会員または協力会員とすることができる。

5. 建築鉄骨溶接検査を主たる業務とする企業に所属する技術者で、本協会の認めた者を検定員とすることができる。検定員は本協会が行う溶接技能者及びロボット溶接オペレータの技量検定事業において、会員を補佐する。

（入会）

第8条　本協会の会員、顧問、特別会員、協力会員及び検定員として入会しようとする者は、本協会所定の入会申込書により入会の申込をし、理事会の承認を得なければならない。

（会費等の負担）

第9条　会員は、会規に別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、会員が本協会の事業に必要な業務に従事することで、入会金及び会費の支払いを免除することができる。

2. 前項の会費をもって法人法に規定する経費とする。

（退会）

第10条　会員、顧問、特別会員、協力会員及び検定員は、本協会所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、退会届の提出は、1か月以上前に本協会に対してするものとする。

（除名）

第11条　会員が次のいずれかに該当するときは、総会において、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本協会の定款、会規及び規則に違反したとき。

(2) 本協会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2. 顧問、特別会員、協力会員及び検定員が前項いずれかに該当するときは、理事会決議により除名することができる。

（会員の資格喪失）

第12条　退会及び除名のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 死亡し、または失踪宣告を受けたとき。

(2) 7 条に示す会員の資格を喪失したとき。

第 3 章　総会

（総会）

第13条　総会は、すべての会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

3. 本協会の通常総会（法人法上の定時社員総会）は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に開催する。

4. 本協会の臨時総会は、必要に応じて開催する。

（権限）

第14条　総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 役員の選任及び解任

(3)　計算書類（貸借対照表及び損益計算書）の承認
(4)　定款の変更
(5)　解散及び残余財産の帰属
(6)　その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（招集）
第15条　総会は、理事会の決議に基づき代表（法人法上の代表理事）が招集する。代表に事故または支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。
2.　総会を招集するには、会日より 20 日前までに、会員に対して招集通知を発するものとする。ただし、緊急を要する場合は、1週間までの通知とすることができる。
3.　前項の通知には、会議の日時、場所及び会議の目的たる事項を示さなければならない。

（議長）
第16条　総会の議長は、代表がこれに当たる。代表に事故または支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

（議決権）
第17条　総会における議決権は会員が有し、1 人につき 1 個とする。
2.　会員は、代理人によって議決権を行使することができる。ただし、この場合、総会ごとに委任状を提出しなければならない。

（決議の方法）
第18条　総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

（議事録）
第19条　総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席会員の 2 人以上がこれに署名または記名押印する。
2.　会員は、本協会の業務時間内は、いつでも議事録の閲覧または謄写の請求をすることができる。

第 4 章　役員

（員数）
第20条　本協会に次の役員を置く。
2.　理事　3 名以上 14 名以内
3.　監事　2 名以内

（役員の選任）
第21条　理事及び監事は、総会の決議により会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、会員以外の者から選任することができる。
2.　代表理事 1 名を置く。代表理事（以下、代表と称す）は、理事会の決議により、理事の中から定める。
3.　副代表は、理事の中から代表が指名し、理事会の承認を受けて若干名を選任する。
4.　複数の監事を置く場合、監事の互選によって、代表監事を選定する。

（役員の任期）
第22条　理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関す

る通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2. 任期の途中で役員に欠員が生じたときは、補充することができる。

3. 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

（理事の職務及び権限）

第23条　理事は理事会を構成し、本協会の職務を執行する。

2. 代表は本協会を代表し、本協会の業務を統括する。

3. 副代表は代表を補佐し、代表が欠けたときまたは代表に事故があるときは、代表の職務を行う。副代表が代表の職務を行う順位は、予め代表が指定した順序とする。

（監事の職務及び権限）

第24条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び事務局長に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3. 監事は、会計及び理事の職務執行において、不正の事実を発見したときは、これの補正を求め、この際必要があると認めるときは、理事会の招集を請求することができる。

（役員の解任）

第25条　理事の解任は、総会において、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。この場合、当該理事に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

2. 監事の解任は、総会において、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。この場合、当該監事に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

（役員の報酬等）

第26条　理事及び監事は、報酬、賞与、その他の職務執行の対価として本協会から受ける財産上の利益を受けない。

第 5 章　理事会

（構成）

第27条　本協会に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第28条　理事会は、次の職務を行う。

(1)　本協会の業務執行の決定

(2)　理事の職務の執行の監督

（招集）

第29条　理事会は、代表が招集する。

2. 代表に事故または支障があるときは、副代表が理事会を招集する。

（決議）

第30条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第31条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
　　2.　出席した代表及び監事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

第 6 章　財産及び会計

（事業年度）
第32条　本協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。
（経費）
第33条　本協会の経費は、財産をもって支弁する。
　　2.　本協会は、一般社団法人 AW 検定協会の運営に必要な経費を負担する。
（財産の構成）
第34条　本協会の財産は以下の収入により構成する。
　　(1)　入会金、会費、寄付金、事業以外の収入及びそれらから生じる収入
　　(2)　事業に伴う収入及びそれらから生じる収入（以下預り金と称する）
　　(3)　その他の収入
（事業計画及び収支予算）
第35条　本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに、代表が作成し、理事会の承認を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
（事業報告及び決算）
第36条　本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。
　　(1)　事業報告
　　(2)　事業報告の附属明細書
　　(3)　貸借対照表
　　(4)　損益計算書（正味財産増減計算書）
　　(5)　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
（財産の管理）
第37条　本協会の財産は、代表が管理し、その方法は理事会の決議を経て、代表が別に定める。
（監査）
第38条　監事は、収入支出の決算を監査し、通常総会において監査報告をしなければならない。
（剰余金の分配の禁止）
第39条　本協会は、剰余金の分配を行わない。

第 7 章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第40条　この定款の変更は、総会において、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
（解散）

第41条　本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第42条　本協会が清算をする場合において、保有する残余財産は、総会の決議を経て、本協会と類似の目的を有する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2.　残余財産の内、預り金については受験事業所に分配するものとし、分配方法は総会の決議による。

第 8 章 事務局

（設置等）

第43条　本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2.　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3.　事務局長は、理事会の決議を経て代表が任免する。

4.　職員は、代表が任免する。

5.　事務局の組織及び運営に関する必要な事項は理事会の決議を経て、代表が別に定める。

（書類及び帳簿の備え置き）

第44条　主たる事務所には、常に次の書類及び帳簿を備え置かなければならない。

(1)　定款

(2)　会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3)　理事、監事及び職員の名簿

(4)　許可、認可等及び登記に関する書類

(5)　過去 10 年間の総会議事録及び理事会議事録

(6)　過去 10 年間の事業報告、会計報告及び監査報告

(7)　過去 10 年間の貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書

(8)　その他必要な書類及び帳簿

第 9 章 附則

（最初の事業年度）

第45条　本協会の最初の事業年度は、本協会の成立の日から平成 32 年（2020 年）3 月 31 日までとする。

（設立時社員の氏名及び住所）

第46条　本協会の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

早野裕次郎　[redacted]

加賀美安男　[redacted]

廣重隆明　[redacted]

西澤秀樹　[redacted]

（設立時理事及び設立時監事）

第47条　本協会の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事　早野裕次郎　加賀美安男　廣重隆明

設立時監事　西澤秀樹

（設立時代表理事）

第48条　本協会の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

（法令準拠）

第49条　この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上のとおり、一般社団法人AW検定協会東日本設立のために、設立時社員の定款作成代理人である 司法書士 関隆利 は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成 31 年 3 月 15 日

[redacted]

設立時社員　早野裕次郎

[redacted]

設立時社員　加賀美安男

[redacted]

設立時社員　廣重隆明

[redacted]

設立時社員　西澤秀樹

上記設立時社員 4 名の定款作成代理人

[redacted]

司法書士 関隆利